

うきは市農業委員会第16回総会議事録

[開催日時] 令和4年6月10日(金)午後1時30分から

[開催場所] るり色ふるさと館 研修室4・5

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第4号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第2号 土地改良届について
報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長	16番	佐々木 芳幸			
会長職務代理人	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 只今より第16回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は3番委員と4番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 資材置場での転用申請になります。排水等の計画のきちとなされておりますので、特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先程の分科会長の説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-2上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 自己用駐車場兼貸駐車場での転用ということで、貸付先として森林組合や近隣の飲食店を対象としているようです。排水計画についても特に問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 先程の説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案1-3上程)

事務局 (議案1-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地の東側に農地がありますが、特に影響はなしという事ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5番 先程の説明の通りです。水利関係の承諾も隣接農地の承諾も頂いておりますので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案1-4上程)

事務局 (議案1-4説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地には既に8世帯が利用する井戸があり、そちらを整理するための始末書付きの転用申請となっております。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 申請地は平成8年頃に浮羽町が渇水の状況にあった際に町の補助を受けて国本集落で設置したものになります。当時はそのような緊急的に工事を行ったこともあり、転用申請が漏れていたようです。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします
(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6 番 譲受人は最近営農拡大を積極的に行われておられる農家さんです。申請地は農地というより山林の程をなしておりますが、数年かけて農地に復旧するという事でした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-2 を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案 2-2 上程)

事務局 (議案 2-2 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 1 番 譲受人は北野町で主に野菜を栽培されている農業法人です。今回うきは市で取得する農地はハウス付きで野菜を中心に果樹などの作付けも検討しているようでした。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-3 を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案 2-3 上程)

事務局 (議案 2-3 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5 番 申請地は譲渡人から譲受人へ購入を要望したことにより今回の売買の話に至っております。譲受人の本業は建設業ですが、しっかりと農地として適切な管理をしていくとのことでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2-3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 2-4 を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案 2-4 上程)

事務局 (議案 2-4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

5 番 譲受人は譲渡人の宅地込みで取得するとの事です。ご高齢ではありますが、現在も同居する息子さんも手伝って営農しているようですので問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転) についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案 3 号上程)

事務局 (議案 3 号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 3 号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事でうきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第 4 号 うきは市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。それでは農政係説明をお願いします。

(議案 4 号上程)

農政係 (議案 4 号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 (議案 4 - 1) こちらの案件は土木会社の資材置き場となる計画で、特に問題等はないと思いますが、南側の側溝の取り扱いが気にはなっております。

(議案 4 - 2) こちらの案件は自己用住宅の建設です。特に問題ないと思えます。

(議案 4 - 3) こちらの案件は申請地に隣接する宅地の石垣が壊れているような状況ですので、分筆したうえで隣接する宅地の所有者に渡すとの事です。

(議案 4 - 4) こちらの申請地は売却する予定があるのですが、一部が隣接する宅地と一体で利用しているような状況ですので、分筆をしたうえで隣接する宅地の所有者へわたすとの事です。

議長 議案 4 - 5 につきましては現地を確認している 1 番委員に説明を求めます。

1 番 先程の事務局の説明の通り、申請地のほとんどが山林と化しており、進入路もないような農地もありました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。それでは農政係の説明求めます。

(議案5号上程)

農政係 (議案5号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 それでは報告に入ります。事務局報告をお願いします。

(報告1～3説明・朗読)

議長 それでは報告第4号に入ります。先月の総会で営農型太陽光の一時転用についてご審議していただきましたが、譲受人の諸事情により取り下げという事になりましたのでご報告させていただきます。そして新たな譲受人も見つかっておりますので、この後に議案6・7として審議していただきます。

議長 それでは議案第6号 農地法第5条の規定による農地の一時転用許可申請について及び議案第7号 農地法第3条の規定による農地の区分地上権設定許可申請についてを議題とします。これらの案件は一連の事業となっておりますので、一括して審議いたします。事務局説明をお願いします。

(議案6・7上程)

事務局 (議案6・7説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1番 この営農型太陽光は本来であれば農業者の収入を安定させるための補助的な制度だと思いますが、前事業者はきちんとした営農がなされておらず、太陽光発電がメインとなってように見受けられましたので、今回もその点が気になっております。また、農地についての指導等は農業者と発電事業者のどちらに行うようになるのですか？

事務局 あくまでも農業がメインで太陽光部分は農地の一部を貸し付けている事になりますので、何かあった際には農業者に指導することとなります。また、営農がきちんとなされていない状況でありましたら、太陽光は速やかに撤去ということになります。

局長 当該地にの作付け予定作物はネギとなっております。譲受人は現在もネギを中心に営農しておりますので実績は十分です。しかし、太陽光発電の下での栽培という事ですので、実際にやってみないと分からないことはあるかと思いますが、もしもの場合の作物の検討も同時にしていくとのことでした。

議長 皆様におかれましては様々な意見があるかとは思われますが、今回こそはきちんと営農がなされますように、農業委員会としてフォローしていければと考えております。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案6・7に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印